第25期 第24回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和７年５月27日

　　至　令和７年５月27日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第24回 北広島市農業委員会総会議事録

令和7年5月27日（火）15時30分、第24回北広島市農業委員会総会を北広島市役所3階会議室3Dに招集する。

1　議事日程
日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　議案第1号　現況証明願について
日程第4　議案第2号　農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5　議案第3号　農用地利用集積等促進計画について
日程第6　議案第4号　令和6年度の最適化活動の点検・評価について
日程第7　議案第5号　現地調査委員の決定について
日程第8　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　3番　山田　智美　委員　4番　宮北　輝　委員
6番　佐藤　芳之介　委員　7番　三戸　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　欠席委員　2番　安宅　一夫　委員　5番　佐々木　珠惠　委員

5　事務局出席者　事務局長　柴　清文　事務局次長　山田　孝博
主査　佐野　央馬　主事　河野　うらら

（開会宣言　15時30分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により６番　佐藤委員、１番　茶木委員、以上２名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和７年５月27日、本日１日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日１日と決しました。

＜日程第３:議案第１号「現況証明願について」＞

議　　長　議案第１号「現況証明願について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第１号　現況証明願について提案理由を説明いたします。

今回は２件の願出が出されております。

番号1、願出地は　○○　の６筆で、合計面積は21,641㎡であります。願出人は、　○○氏、所有者は　○○　氏であり、願出目的は、地目変更登記のためであります。

番号2、願出地は　○○　の１筆で、面積は7,201㎡であります。願出人は、　○○　氏、所有者は　○○　氏であり、願出目的は地目変更登記のためであります。

令和７年５月15日に茶木委員、宮北委員、森越委員の３名にて現地査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議案の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、森越委員長より調査結果の報告をお願い致します。

議　　長　令和７年５月15日、現況証明願による現地調査を宮北委員、茶木委員、私の３名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

森越委員　番号1、願出人　○○　氏、所有者　○○　氏による願出でございますが、場所は　○○地区で、　○○　線から　○○　線に入り、西に300m進んだ先左手に位置する土地でございます。

この土地は、平成23年度に非農地通知が発出されており、現地の状況は、非農地と判断された当時と変わっていないことを確認し、「非農地」と認定いたしました。

番号2、願出人　○○　氏、所有者　　○○　氏による願出でございますが、場所は　○○　地区で、　○○　線から　○○　線に入り、東に約500m進んだ先左手に位置する土地でございます。

この土地の現況は、相当年数耕作されておらず、雑木等が繁茂しており、農地性は低いと判断したことから、「非農地」と認定いたしました。

以上、現地調査結果報告といたします。

ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。塚本委員どうぞ。

番号２の　○○　は太陽光の会社ですか。

議　　長　おっしゃる通りです。

塚本委員　ほかに何かございませんか。

事　務　局　（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第１号は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議　　長　（「異議なし。」の声）

ご異議なしと認めます。議案第１号については、提案のとおり決定いたしました。

議　　長　＜日程第４:議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」＞

議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

議　　長　議案第２号　農地法第３ 条の規定による許可申請について提案理由を説明いたします。
今回は２件の申請が出されております。

事　務　局　番号１、申請地は　○○　の３筆で、合計面積は 35,930.８㎡の賃貸借であります。貸主は○○　氏、借主は　○○　氏であります。権利移転の目的は　○○　氏の新規参入であり、対象地は令和７年４月の第 23 回総会で議決いただきました５条許可申請により一時転用を予定している農地の転用対象地を除いた農地となります。
番号２、申請地は　○○　の９筆で、合計面積は 24,958 ㎡の売買であります。譲渡人は○○　氏、譲受人は　○○　氏であります。権利移転の目的は　○○　氏の新規参入であります。
番号１、番号２ともに権利移転先の法人は、農地所有適格法人の要件を満たしております。
令和７年５月 15 日には地区担当委員である、宮北委員、佐々木委員、阿部委員の３名にて現地調査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議案の説明が終わりました。この案件につきましては、地区担当委員による現地調査が実施されていますので、宮北委員より調査結果を報告願います。

議　　長　令和７年５月 15 日、農地法第３条許可申請による現地調査を佐々木委員、阿部委員、私の３名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

宮 北 委 員　番号１、貸主　○○　氏、借主　○○　氏による申請ですが、新規参入による賃貸借契約であり、現地及び許可申請書等を確認し、借主である　○○　氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。
番号２、譲渡人　○○　氏、譲受人　○○　氏による申請ですが、新規参入による売買であり、現地及び許可申請書等を確認したほか、譲受人本人と面談し、農作業経験の状況や、作付、販売方法に対する考え方、就農にあたっての理念等を聞き取り、譲受人である　○○氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。
以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。私から一つ良いですか。番号２の　○○　氏の経営状況を教えて欲しいです。

事　務　局　現在の経営状況につきましては、聞き取りと現地調査で確認した限りでは、４月に設立された法人のため、農地を耕作している土地はございません。許可が出れば苗等を購入し作付けをすると伺っておりますが、現状は経営を始めておりません。

議　　長　補足ですが、法人の代表については農業法人等で従業員として働いていたということもあり、経験を積んでいるというところと、もう一人主たる農業者としていらっしゃる方がおりまして、ご自身で福祉法人の代表をやられている方で、その方を中心に農作業をやられてきたということです。農業経験のある方々が今回新たに農業法人を設立したという流れでございます。

事務局次長　ここは、　○○　氏のハウスがあったところですよね。それをそのまま移動させるということですか。
岩見さんのハウスにつきましては、新規参入する法人が岩見さんから売買で購入し、譲受けたいということで伺っております。

議　　長　前々回の決裁のときに言ったかと思いますが、農協の補助事業で購入したハウスではありませんでしたか。

事　務　局　農協にも確認しましたが、その事業を導入して導入したハウスですが譲渡することは問題ないということです。
ほかに何かございませんか。

議　　長　（「質疑なし。」の声）
質疑なしと認めます。議案第２号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。

事　務　局　（「異議なし。」の声）
ご異議なしと認めます。議案第２号は、提案のとおり決定いたしました。

議　　長

＜日程第５：議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」＞

議　　長　議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

議　　長　議案第 3 号　農用地利用集積等促進計画案に係る意見について提案理由を説明いたします。

議　　長　農用地利用集積等促進計画は地域計画移行後に実施することとなった制度でありますが、今回が北広島市では最初の案件となりますので、委員の皆様におかれましては、既に農業会議等の研修で説明を受けられているとは思いますが、制度の概要等をはじめに説明いたします。本日追加でお配りした資料を併せてご覧ください。

事　務　局　これまで、農地の権利移動につきまして、農地法３条によるもののほか、農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」により行ってきたところです。令和５年度に施行された改正後の農業経営基盤強化促進法においては、地域計画の策定後は、「農用地利用集積計画」による権利移動は廃止となり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「農用地利用集積等促進計画」を利用して権利移動を行うこととされました。そのため、北広島市においては、令和７年３月末に地域計画が策定されたことで、４月以降は「農用地利用集積等促進計画」による権利移動を行っていくこととなります。

これまでの「農用地利用集積計画」は市が計画案を作成し、農業委員会が決定、その後、市が公告することで効力を発揮する流れでした。農用地利用集積等促進計画の場合、JA 道央管内４市におきましては、賃貸については公益財団法人道央農業振興公社が作成し、売買については市が計画案を作成することとなっております。計画案作成後、決定は農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が行い、決定された促進計画について、法制度上は、北海道が認可公告をすることで効力を発揮することになりますが、北海道からの強い要請で市が認可公告に係る権限移譲を受けており、市が認可公告することで効力を発揮する流れとなります。

促進計画について、農業委員会の関りとしては、公益財団法人北海道農業公社が計画決定する際、農業委員会に意見を聴くこととされていることから、後ほど議案として説明いたしますが、農業委員会としての意見を提出することとなります。

なお、促進計画については、決定する機関が公益財団法人北海道農業公社となることから、事務処理に時間を要することとなります。従来は農業委員会総会の翌日には市の公告が可能でしたが、今後は農業委員会総会翌月末の平日の公告が原則となります。

それでは、議案の内容について説明いたします。

今回は２件の賃貸借の計画が出されておりますが、北海道農業公社を経由した契約となりますので、２件を１件とすると、新規の案件１件と言えるものです。

計画案の詳細につきましては、議案書を事前に配付しておりますので、説明を省略いたします。農業委員会としては、この促進計画案は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資するという意見を北海道農業公社に提出したいという趣旨の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。これは、毎回行わなければいけないのでしょうか。

計画案を作成し、北海道農業公社に決定を求めるために意見が必要となっております。

ほかに何かございませんか。坂本委員どうぞ。

この申請は、５月上旬が基本ですか。

議　　長　７月１日に賃貸借開始を希望する場合は、５月の総会で意見を付して北海道農業会議に計画案を提出しなければ間に合わないということでございます。

事　務　局　農家であれば、３月若しくは４月から始まる場合は、３・４か月前に提出しなければならないということでしょうか。

議　　長

坂 本 委 員　おっしゃる通りでございます。今までの農用地利用集積ですと、１月、２月、３月にまとめて更新という形でしたが、そのうち 3 月の申請だと間に合わないということになりますので、２月 10 日までに申し出頂くということになります。

事　務　局

坂 本 委 員　２月 10 日までに申請しなければ、その年度内は耕作できないということですか。

事　務　局　4月1日から賃貸借開始を目的とする場合は、2月10日までに申請しなければならないということになります。

水活に絡んでいるところは、5月に申請する場合は遅いということですね。これらをどのように農家さんに周知するのでしょうか。

坂本委員　周知する方法として1つ目は、JA経由で周知する方法で、相談先については、賃貸の希望

事　務　局　がある場合には、道央農業振興公社作成するので地域の担い手支援センターに相談することになります。2つ目は、北海道が認可する事業ですが、事務の権限移譲を受けて市が公告決

議　　長　定できるということになっており、2か月でできる流れになりました。新規案件や、大きな動きがあるときには、早めに動く必要があるかと思います。

事務局次長　我々が農家さんに説明する際には、水活に絡む案件については6月中の申請でなければ間に合わないということと、決定までに2か月の期間がかかるということを周知しなければならないということですね。

おっしゃる通りでございます。地域計画に絡まない場所については、農用地利用集積等促進計画がほぼ使えないため、その場合については、3条の賃貸や売買がベースとなってくる

議　　長　ので、そこについては従来通りでございます。

ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

事務局次長　質疑なしと認めます。議案第3号については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第3号については、農用地利用集積等促進計画案について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資するとの意見を、公益財団法人北海道農業公社

議　　長　に提出することに決定いたしました。

＜日程第6：議案第4号「令和6年度の最適化活動の点検・評価について」＞

議　　長　議案第4号「令和6年度の最適化活動の点検・評価について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

議案第4号　令和6年度の最適化活動の点検・評価について、提案理由をご説明いたします。

点検・評価につきましては、農林水産省経営局長の通知に基づき、全国の農業委員会が毎

議　　長　年、農業委員会による最適化活動の内容について記録及び点検評価を実施し、その結果を公表するものです。

事　務　局　はじめにA3判の別紙1をご覧ください。こちらは推進委員等の最適化活動の実施状況及び点検評価となります。北広島市の最適化活動を行う委員は推進委員の5名となっており、推進委員それぞれ点検・評価を行いますので、別紙1は5枚で構成されております。大変恐縮ですが、別紙1のうち、阿部委員の資料は修正がございましたので、本日お配りした資料をご覧いただきたいと思います。

別紙1の内容ですが、1　推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価の(1)最適化活動の実施状況については、各委員から毎月提出をいただいている活動記録簿を集計し月ごとに、表にまとめております。

(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況については、担当区域ごとに集計した目標と実績を記載しております。この表の3段目に記載されている達成状況は、目標に対する実績の割合を記載しておりますので、この数値を基に活動成果を確認することとなっております。

続きまして、(2)の②自己の点検・評価についてです。こちらは事前に推進委員の皆様に点検・評価をしていただいた内容を記載しております。

最後の2農業委員会による点検・評価についてですが、全体としての評語には、資料1農林水産省課長通知の裏面にある2　推進委員等の評語の基準から点数をつけております。表2の項目ごとの合計点が表1の評語にあてはまり、上からA,B,C,Dの評価となっておりま

す。
推進委員ごと、評価がされておりますが、先ほどの評価基準に基づき評価すると、当市の推進委員の評語は令和６年度につきましては５名がＤとなっております。
当市の農地を取り巻く現状としましては、農地の形状や立地、農地の現状により集積、遊休農地の解消が難しい状況となっております。また、活動日数については、国の目標が高く評価点数は低いものの、農業委員会が公表しております、月５日としている活動日数目標は達成している委員もいらっしゃいます。今後につきましても、引き続き農地の適正利用に向け最適化活動を実施していただければと考えております。
このことから、農業委員会による点検・評価の「総会で出された意見」の欄につきましては、案として「目標達成に向けた更なる取組と、農地の適正利用に向けて、今後も積極的な最適化活動を実施することを期待する」としており、総会での決定を経て、推進委員へ通知を行いたいと考えております。
続きまして別紙２についてです。農林水産省局長通知にて別紙２を用いて総会に諮るとされていますが、別紙２の内容が資料２にて網羅されていますので、資料２を用いて説明いたします。大変恐縮ですが、こちらの資料も事前にお配りしていた資料に誤りがありましたので、本日お配りしたものをご覧ください。Ⅰの農業委員会の状況については、令和７年３月31 日現在の状況を記載しているもので、令和７年３月 27 日開催の第 22 回総会において決定をいただいております、令和７年度最適化活動の目標等の設定等に記載の内容と同様の内容となりますが、先の総会時にお配りした資料に誤りがあり、耕地面積につきまして、令和５年度末の統計値である 1,930ha を記載しておりましたが、令和６年度末の統計値は正しくは 1,890ha でありましたので、それに伴い、集積率も若干上昇しております。
次のページをご覧ください。Ⅱ　最適化活動の実施状況です。(1) 農地の集積につきまして、②令和６年度当初に立てた目標、③令和６年度の実績を説明いたします。令和６年度の集積率の目標は 66.7％であり、実績としては 30.1ha の新規集積があり、68.7％となりました。目標に対する達成状況については 102.9％となり、目標を上回っております。続きまして、(2) 遊休農地の発生防止・解消については、次のページとなりますが、③実績をご覧ください。2.22ha の目標に対し 5.57ha 解消されており、達成状況は 250.9％となっております。(3) 新規参入の促進については、②目標にある通り様式にそって目標は設定しておりますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積となっており、当市では公表等を行っていないため、実績の記載はありません。農地の空き状況や新規参入者での営農が検討されるような農地が存在した場合には公表を検討していきたいと考えております。続いて、2　最適化活動の活動目標についてです。推進委員の活動日数の目標は月 5 日、強化月間の設定回数は 3 回となっており、実績の記載欄はありませんが、活動日数が平均 4.3 日、強化月間の実施回数が３回となりました。活動日数の目標は未達成となりましたが、前年を上回る実績となっております。次のページの新規参入相談会への参加については、昨年８月３日に北海道新規就農フェアに最適化活動委員１名が参加しております。最後に中段より少し下の目標の達成状況の評語についてです。資料１の表面をご覧ください。今年度の成果を、表２を用いて評価しております。(1) 成果目標の①農地の集積の達成率は 3 点、②緑区分の遊休農地の解消は 5 点、③新規参入の促進が 1 点となります。(2) 活動目標の①活動強化月間の実施は目標どおり行ったので１点、②新規参入相談会への参加は目標どおり参加したため 1 点、今年度の合計点数が 11 点で表１の当てはめると「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。こちらは総会にて決定した後に、北広島市長、北海道知事、北海道農業会議に報告をいたします。また、資料２については、市 HP にて公表をすることとなります。
質疑意見等は別紙１、別紙２に分けて行いたいと思いますのでそれぞれご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。
これより別紙１について質疑および意見を求めます。
（「意見なし。」の声）
意見なしと認めます。別紙１については、提案のとおり決定することにご異議ございませ

んか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。別紙１については、提案のとおり決定いたしました。
続きまして、別紙２について質疑及び意見を求めます。茶木委員どうぞ。
議　　長　別紙２の集積率68.7%は全道的に比べると高いのか低いのか教えてください。
北海道全体での集積面積は、90%程度と伺っておりますので、全道的に見ると北広島市は低い状況にあります。以上です。
議　　長　ほかに何かございませんか。
１つの表にまとめると非常にわかりづらいです。しかし、この表にしないと動きがわからないという国の考えなのでしょうか。
事務局次長　様式は統一されており公表することの内容を含めて、総会で決定頂くということになりますので、皆さんに意見を頂くということになります。
議　　長　ほかに何かございませんか。
（「意見なし。」の声）
議　　長　意見なしと認めます。別紙２については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。別紙２については、提案のとおり決定いたしました。
別紙１については推進委員等へ通知を行い、別紙２については北広島市長、北海道知事、北海道農業会議へ報告を行い、市ホームページにて公表することといたします。
なお、最適化活動としての評価・点検が始まって３年が経過しており、改めて制度の趣旨等を認識するため、次回以降の総会の折に改めて最適化活動の概要について説明していただきたいと思います。

＜日程第７：議案第５号「現地調査委員の指名について」＞
議　　長　議案第５号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第５条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として２番　安宅委員、３番　山田委員、推進委員の調査委員として塚本委員、調査補充委員として、農業委員は４番　宮北委員、推進委員は阿部委員を指名いたします。

＜日程第８：「その他、諸報告について」＞
議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。
事務局長　諸報告を行います。私から３点ご報告させていただきます。まず１点目、次回の第25回農業委員会総会につきましては、令和７年６月27日金曜日、午後１時30分から北広島市役所５階委員会室で予定をしております。２点目、会長と事務局の動静報告についてでございます。５月28日から29日の２日間で北海道選出国会議員要請集会並びに令和７年度全国農業委員会会長大会がございまして、会長と事務局次長が東京で要請活動等行う予定となっております。６月24日は道央農業振興公社定時評議員会に会長が出席し、26日に北海道農業会議第99回総会に会長が出席する予定でございます。27日は農業委員会総会となっております。
続きまして３点目、次回の現地調査委員会の日程につきましては、６月16日月曜日、午後１時00分を集合予定としておりますので、先ほど指名された委員よろしくお願いいたします。続けて報告がございますので、事務局からお願いします。
事　務　局　基盤整備事業の完了についてご報告いたします。
届出人は山田　智美氏、届出地は北の里276番外２筆で、合計面積16,271㎡でございます。令和６年10月15日から令和７年６月１日までの期間で基盤整備を実施すると届出があり、この度、５月12日に完了の届出がありまして、塚本委員に現地をご確認いただき、完了が確認されましたのでご報告いたします。
続いて、資料をお配りしております地域計画のアンケートにご協力くださいというチラシ

があると思いますので、ご覧頂きたいと思います。北海道農業会議を通じて農林水産省から依頼があったものですが、農林水産省では今年の 3 月に地域で策定された地域計画について、地域の関係者に対しアンケートを実施しており、農業委員会の皆様にもご協力頂きたいと通知があったものです。アンケートの回答については、記載されている QR コードから進んで頂けたらと思います。農林水産省の HP から探すことも可能ですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続いて、本日お配りいたしました農業者年金加入推進セットと図書目録 2025 年という冊子があるかと思いますが、こちらについても、北海道農業会議から農業委員の皆様に周知し活用して欲しいということで依頼があったものです。内容については、説明はしませんが皆様の活動の中で活用して頂けたらと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　皆様から何かございませんか。田村委員どうぞ。

田 村 委 員　3 年前に土砂流出した農地についてですが、結構荒れてきましてその後どうなっているのか教えてください。

事務局次長　利用希望者が見つからず止まっている状況でございます。随時、担い手支援センターの方と話しておりますが、中々見つからない状況でございます。どなたかいらっしゃいましたら、声をかけて頂きたいということと、芝を生産している株式会社ターフマネジメントが中の沢で耕作しているので声掛けはしましたが、状況的にそこで芝は作れないとお断りされてしまったので、手立てがない状況でございます。やるとすれば、農地改良として、今はまだ遊休農地の指定はしておりませんが、そこの中で復元しその一つで排水を掘るか、若しくは土を入れることの中に排水等すべて経費として入れて、市の事業を一部使って頂くことが良いのかなと思います。また、市外からの相談者が来た際にも紹介し、所有者の方もどこまで現状を理解できているのか、改めて説明する必要はあると思います。

議　　長　ほかに何かございませんか。私から一つ良いですか。ナチュラルビズということで、年間通してノーネクタイで活動しているところですが、議会としては 10 月から 5 月まではネクタイ着用になっておりますので、我々も 5 月いっぱいまではネクタイ着用し総会を行い、6 月からはノーネクタイでジャケットにつきましては、持参し着用して頂けたらと思います。よろしくお願いいたします。皆さまからなければ以上をもちまして第 24 回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　16　時 50　分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名